

平成21・06・11中第1号
平成21年6月12日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の実施について

現下の厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であります。こうした状況の下、平成21年4月10日に決定された「経済危機対策」に「官公需対策」が盛り込まれました。その後「経済危機対策」を実施するための平成21年度補正予算が成立したことを受け、平成21年6月2日に開催された第4回緊急雇用・経済対策実施本部会合において、内閣総理大臣から「地域の雇用確保や、地域経済の発展のためには、地元企業や中小企業の、受注機会の確保の視点が重要であり、各大臣においては、予算執行に当たって、地域の中小企業の活用について、各発注機関に周知徹底を図り、しっかりと取り組むこと。」との指示が出されました。

こうした動きを踏まえ、平成21年6月12日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条の規定に基づき、「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業者向けの契約目標額については、5兆1,993億円にするとともに、官公需総額に占める中小企業者向けの契約目標比率を過去最高の52.4%といたしました。また、この目標達成に向けて、地域の中小企業者の適切な評価や「官公需情報ポータルサイト」の構築などの新たな措置を盛り込んだところであります。

つきましては、貴職におかれては、貴府（院、所、省）及び所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を除く。）が行う契約において、中小企業者の受注機会の増大を図るよう、また、目標額の達成に向けて、最大限の努力を払われますようお願いいたします。加えて、本閣議決定の内容に関し、所管各部局（地方支分部局を含む。（衆議院、参議院及び会計検査院を除く。））及び所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を除く。）の各契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくようお願いいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、本方針に準じて中小企業者の受注機会の増大に努めるよう要請するとともに、併せて説明会を開催し、要請趣旨をきめ細かく説明するなど周知徹底し

ていただくようお願いいたします。

なお、当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、本方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催することを予定しておりますので、本協議会への貴府（院、所、省）及び所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所及び会計検査院を除く。）の御担当者に出席していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（総務大臣あては、なお書き以下は下記のとおり）

さらに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、本方針に準じて、中小企業者の受注機会の増大に努めていただくよう御指導くださいますことを重ねてお願いいたします。

なお、当省におきましては、地方経済産業局の主催で、国等の地方支分部局及び地方公共団体の契約担当者等を対象として、本方針の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を全都道府県で開催することを予定しておりますので、本協議会への貴省及び所管独立行政法人等の御担当者に出席していただきますよう、併せてお願い申し上げます。